

「佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料」の
変更について

平成30年8月24日に佐賀県（以下「甲」という。）から佐賀県有明海漁業協同組合（以下「乙」という。）へ申し入れがあった、甲と乙との間で締結した「佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料」（平成2年3月30日締結）の変更については、覚書付属資料11項において、「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない。」としていたが、今回の防衛省からの要請は国防上からのものであり、甲は、佐賀空港を自衛隊と共用することができるものとする。

ただし、防衛省が、佐賀駐屯地（仮称）の用地を取得できないことなどにより、佐賀空港への自衛隊の配備計画を断念したときは、この文書は効力を失うものとする。

この内容を証するため、本書2通を作成し、署名の上、甲及び乙各1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 佐 賀 県

佐賀県知事

山口祥義



乙 佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長

西久保 敏

